

第 72 号 議案

藤枝市民体育館・藤枝市武道館の指定管理者の指定について

藤枝市民体育館・藤枝市武道館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市民体育館

藤枝市武道館

指定管理者 藤枝市駅前三丁目 21 番 1 号

特定非営利活動法人藤枝市スポーツ協会

会長 白井 郁夫

指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで